議案第45号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前	

別表第1 (第6条関係)

- 1・2 略
- 3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業	1 次に掲げる従業者を置くこと。
者の	(1) 略
配置	(2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス
	事業に従事した経験を有する者であって規則で
	定めるもの(以下「障害福祉サービス経験者」
	<u>という。)</u>
	(3)・(4) 略
	2・3 略
	4 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験
	<u>者</u> のうち1人以上は、常勤であること。
	5~8 略
略	

4 略

別表第1 (第6条関係)

- 1 · 2 略
- 3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。(1) 略(2) 指導員又は保育士
	(3)・(4) 略 2・3 略 4 <u>指導員又は</u> 保育士のうち1人以上は、常勤であること。 5~8 略
略	•

4 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。